

## 秋田市宅地開発に関する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条 - <u>第6条の3</u>）</p> <p>第2章～附則（略）</p> <p>第1条～第6条（略）</p> <p><u>（区域区分が定められていない都市計画区域における開発行為の規模）</u></p> <p><u>第6条の2 都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下「政令」という。）第19条ただし書の規定による区域区分が定められていない都市計画区域における開発行為の規模は、1,000平方メートルとする。</u></p> <p>（市街化調整区域における開発区域の面積の特例）</p> <p><u>第6条の3 政令第31条ただし書の規定による開発区域の面積は、産業の振興、居住環境の改善その他都市機能の維持又は増進に著しく寄与する開発行為に限り、5ヘクタールとする。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 事前協議等</p> <p>第7条および第8条（略）</p> <p>（計画の届出）</p> <p>第9条 法第29条第1項第3号および第4号に掲げる開発行為であって、次の各号のいずれかに該当するものをしてしようとする者は、あらかじめ、当該開発行為における位置の選定、規模、公共施設等の整備、土地利用の調整等について公共施設等の管理者等と協議を行い、当該開発行為の工事に着手する前に、規則で定めるところにより、当該開発行為の事業計画に関する書類を市長に届け出なければならない。</p> <p>(1)および(2)（略）</p> <p><u>(3) 区域区分が定められていない都市計画区域内において行う1,000平方メートル以上の開発行為</u></p> <p>(4)（略）</p> <p style="text-align: center;">第3章 公共施設等の整備等</p> <p>第10条～第21条（略）</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1および2（略）</p> <p><u>（河辺町および雄和町の編入に伴う経過措置）</u></p> <p><u>3 河辺町および雄和町の編入の日（以下「編入日」という。）前に法第32条の協議の申出があった旧河辺町および旧雄和町の区域における開発行為については、第7条、第8条、第3章および第4章（編入日以後法第35条の2第1項の変更の許可を要することとなったものにあつては、第8条、第3章および第4章）の規定は、適用しない。</u></p> <p><u>4 河辺町および雄和町の編入の際現に旧河辺町および旧雄和町の区域内において着手している開発行為（法第29条第1項第3号又は第4号に掲げる開発行為であって、第9条第4号に掲げる開発行為に該当するものに限る。）については、この条例の規定は、適用しない。</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条 - <u>第6条の2</u>）</p> <p>第2章～附則（略）</p> <p>第1条～第6条（略）</p> <p>（市街化調整区域における開発区域の面積の特例）</p> <p><u>第6条の2 都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下「政令」という。）第31条ただし書の規定による開発区域の面積は、産業の振興、居住環境の改善その他都市機能の維持又は増進に著しく寄与する開発行為に限り、5ヘクタールとする。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 事前協議等</p> <p>第7条および第8条（略）</p> <p>（計画の届出）</p> <p>第9条 法第29条第1項第3号および第4号に掲げる開発行為であって、次の各号のいずれかに該当するものをしてしようとする者は、あらかじめ、当該開発行為における位置の選定、規模、公共施設等の整備、土地利用の調整等について公共施設等の管理者等と協議を行い、当該開発行為の工事に着手する前に、規則で定めるところにより、当該開発行為の事業計画に関する書類を市長に届け出なければならない。</p> <p>(1)および(2)（略）</p> <p>(3)（略）</p> <p style="text-align: center;">第3章 公共施設等の整備等</p> <p>第10条～第21条（略）</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1および2（略）</p>